

議案第32号

芽室町国民健康保険条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（保険給付の特例）

- 3 芽室町国民健康保険条例第6条から第9条に規定する保険給付のほか、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計金額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上の1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その

受けることができる給与等の額が第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第6項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

説 明

新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある国民健康保険被保険者に対し傷病手当金の支給を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1・2 一略一</p> <p>(保険給付の特例)</p> <p>3 <u>芽室町国民健康保険条例第6条から第9条に規定する保険給付のほか、給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計金額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)</u>の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 一略一</p>

改正案

現 行

捨て、50銭以上の1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から第6項までの規定は傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

令和2年度 国民健康保険条例改正の概要について

■新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

1 改正の概要

国民健康保険制度は、自営業や無職など様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金等については、保険者である市町村が自主的に条例等を制定して行うことができます。

国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、労働者本人が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるため、条例を改正し支給しようとするものです。

2 改正内容

現行の、国民健康保険条例に定められている、保険給付事業の一環として支給しようとするものですが、新型コロナウイルス感染症に関する手当であり支給期間が限定されることから、保険給付の特例として改正を行います。

3 支給内容

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

4 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等によりの症状があり、感染が疑われる者。

5 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間
ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで